

情報機器等利用要綱

島根県聴覚障害者情報センター

(総 則)

- 1 島根県聴覚障害者情報センター（以下「センター」という。）が管理する情報機器等（以下「機器等」という）の貸し出しについては、この要綱によるものとする。

(機 器)

- 2 貸し出し対象の機器等は、別添「情報機器貸出確認表」に記載する品目とする。

(貸出対象者)

- 3 貸し出しを受けることのできるものは、次の各号に該当する団体及び個人とする。
 - (1) 島根県内（以下「県内」という。）の聴覚障がい者関係団体
 - (2) 県内の学校教育法に定める学校
 - (3) 県内の官公庁
 - (4) 県内の福祉関係団体及びボランティア団体
 - (5) 聴覚障がい者
 - (6) その他センター所長が認めたもの

(登 録)

- 4 前項の貸し出しを希望する者及び団体は、ビデオライブラリー等及び図書利用要綱（以下「ビデオライブラリー等利用要綱」という）に定める「ビデオライブラリー等利用登録申込書【個人】（様式第1号）」または同要綱に定める「ビデオライブラリー等利用登録申込書【団体】（様式第1号の2）」に必要事項を記入し、センター所長に提出しなければならない。

(受 理)

- 5 センター所長は、前項の申し込みがあった場合は、ビデオライブラリー等利用要綱に定める「ビデオライブラリー等利用登録台帳（様式第2号）」に搭載の上、申込者に同要綱に定める「ビデオライブラリー等貸出カード（様式第3号）」を交付するものとする。

(貸 出)

- 6 貸し出しの手続き等は、次によるものとする。
 - (1) 申 込 「情報機器等借用申込書（様式第4号）」に必要事項を記入し、センター所長に提出する。
 - (2) 貸出期間 1週間以内
 - (3) 貸出方法 センターで受け渡し及び返却
 - (4) 利用料 無 料
 - (5) 貸出手順 センター所長は、機器等の貸し出しを行ったとき若しくは返却を受

けたときは、別添「情報機器貸出確認表」により突合を行うものとする。

(利用者の心得)

- 7 利用者は機器等を利用するに当たって、次の事項を遵守しなければならない。
- ・ 第三者への転貸は、禁止する。
 - ・ 機器等を毀損又は紛失しないよう、適正な管理を行うものとする。
 - ・ 機器等を紛失又は破損したときは、速やかにセンターに届け出るものとする。
 - ・ 機器等を紛失又は破損したときは、弁償の責を負うものとする。

【附 則】

この要綱は平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

【附 則】

「ビデオライブラリー及び図書及び情報機器利用要綱（平成 7 年 7 月 3 日付け施行、平成 20 年 10 月 1 日付け改正施行）」は、廃止する。

【附 則】

「情報機器利用要綱（平成 21 年 8 月 20 日付け施行）」は、廃止する。

【附 則】

この要綱は平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

【附 則】

この要綱は平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

【附 則】

この要綱は平成 27 年 4 月 24 日から施行する。

【附 則】

この要綱は平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

【附 則】

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。